

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

1 主旨

近年、本市のごみ総排出量は、減少傾向にあるが、類似他都市と比較してごみ処理に要する費用が高いことやリサイクル率が低いことなど課題は多い。

国においては、循環型社会形成推進基本法の制定や廃棄物処理法に基づく国の基本方針の策定とその改定により、ごみの減量化・資源化に対して具体的な数値目標を掲げ、その目標達成のために容器包装リサイクル法等の制定により、ごみの排出抑制・再資源化を中心とした制度、広域的な処理の推進、実施体制の整備を進めており、廃棄物行政は単に焼却し埋め立てるだけでなく、ごみ減量を柱としたリサイクル社会づくりを目指すことが社会的要請となって久しい。

一方、廃棄物処理に伴う二次公害防止については、地球環境保全意識の高まりも相まって、一層の高度化が求められている。ダイオキシン類については、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に沿った削減対策により改善が見られている。地球温暖化ガス（二酸化炭素等）の排出量削減対策については、ごみ量の削減により焼却量は減少しており、これに伴う地球温暖化ガスの削減が図られている。

また、廃棄物の焼却処理に関する公害防止対策の強化や焼却残渣の減量化・資源化、最終処分場遮水構造の強化等、埋立処分に関する一層の安全性の確保等が求められている。

平成18年には容器包装リサイクル法が改正され、一定の役割分担の見直しが行われているが、市町村の責務と費用負担は依然として大きいものがある。

このような廃棄物処理を取り巻く社会・経済情勢を踏まえて、本市では、現在までに行われてきた様々な施策を継続実施していくとともに、国の方針や法改正の方向性にも配慮し、ごみ総排出量を更に抑制するとともに、排出されるごみについて資源化できるものはできるだけ資源化し、資源化できないごみについては適正な処理処分を行い、快適で住みよいまちづくりを推進していくものとする。

ごみ処理の基本方針の概念図を図1-1に示す。

本市は、[1]リフューズ(廃棄物等の発生抑制)、[2]リデュース(廃棄物等の排出削減)、[3]リユース(再利用)、[4]マテリアルリサイクル(再資源化)、[5]サーマルリサイクル(熱回収)、[6]適正処分という優先順位にて、ごみ処理を行うことを基本方針とする。

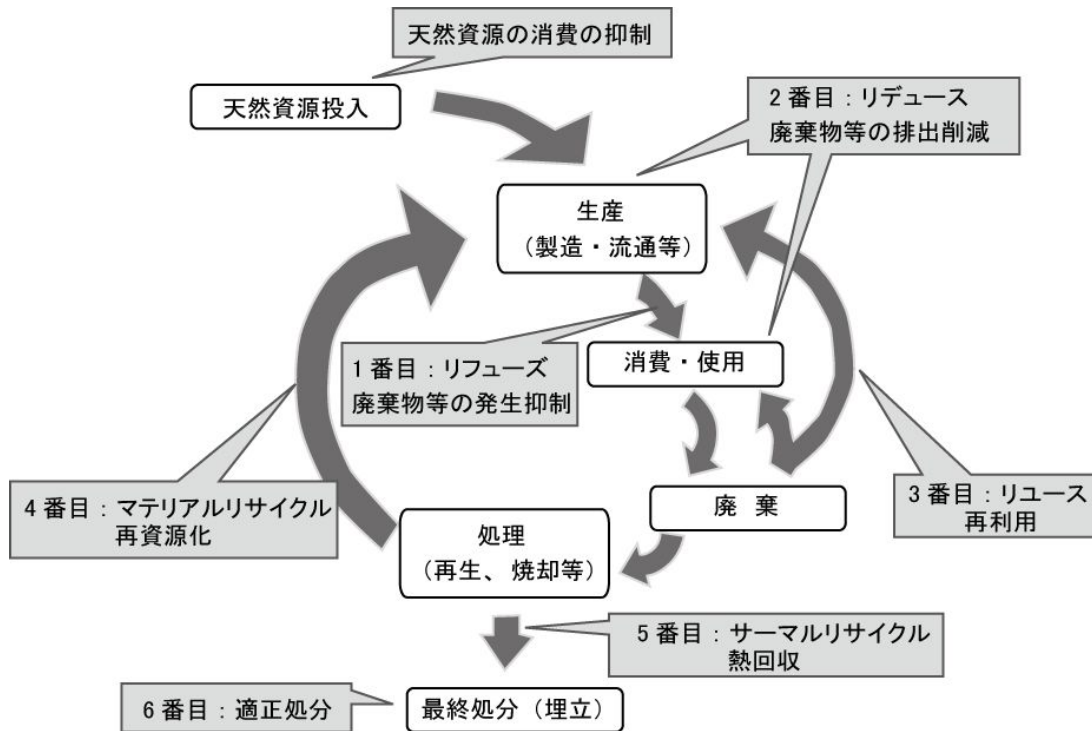


図 1-1 ごみ処理の基本方針の概念図

2 目標年次

本計画は、長期的視点に立脚した検討が必要であることから、平成 24 年度を初年度とし、目標年度を 15 年後の平成 38 年度(西暦 2026 年)とし、今後 15 年間のごみ処理に関する基本施策を策定するものとする。

今後の廃棄物処理に関する法の改正や広域化計画の見直し等によっては、本計画の見直しを行うこととする。

項目/年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
本計画	中間目標年度 ○															目標年度 ○	
	策定																
一定期間ごとの見直し	○					○					○						
社会情勢に大きな変動がある場合	←.....適宜見直し.....→																
参考	長崎市第四次総合計画 長崎市第二次環境基本計画 長崎市地球温暖化実行計画																

図 2-1 ごみ処理の基本方針の概念図

3 処理主体

ごみ種類ごとの処理主体を、表 3-1 のとおりとする。

中間処理の内、新西工場の整備・運営については、DBO 方式により民間委託を行う。

表 3-1 ごみ種類別の処理主体（ごみ区分は現在の区分による）

区分	項目	排出抑制	分別排出	収集・運搬	中間処理	最終処分 再商品化	
一般ごみ	家庭系ごみ	燃やせるごみ	排出者	排出者	市	市	市
		燃やせないごみ	〃	〃	〃	〃	〃
		粗大ごみ	〃	〃	〃	〃	〃
		資源ごみ	〃	〃	〃	※	※
		プラスチック製 容器包装	〃	〃	〃	市	※
		古紙類	〃	〃	〃	※	※
		有害ごみ	〃	〃	〃	※	※
	事業系ごみ	燃やせるごみ	〃	〃	許可業者 排出者	市	市
		燃やせないごみ	〃	〃	〃	〃	〃
		資源ごみ	〃	〃	〃	※	※
プラスチック製 容器包装		〃	〃	〃	市	※	
古紙類		〃	〃	〃	※	※	

注) 資源ごみ、古紙類、有害ごみは、一時保管後、委託して処理を行っている。

プラスチック製容器包装は市の施設で圧縮梱包し、指定法人ルート等でリサイクルしている。

4 循環型社会形成のための基本施策

ごみ処理の基本方針を受け、本市が取り組む循環型社会形成のための基本施策を以下に示す。

[1]発生抑制

- ごみとなるものは買わない
計画的に適量の買い物をし、簡易包装のものを買う。

[2]排出削減

- 直接搬入ごみの減量化
直接搬入ごみについては、展開検査などにより事業系ごみへの指導・監督を強化することで減量化を行う。

[3]再利用

- 再利用品の利用
リターナブル商品の利用やデポジット制度の普及を推進する。

[4]再資源化

- 金属類の分別収集
平成 21 年度から実施している金属類（鍋、釜、やかん、フライパン）の分別収集と埋立地での金属回収を徹底する。

[5]熱回収

- プラスチックの焼却による熱エネルギーの高度回収
新西工場の整備にあわせて、容器包装以外の廃プラスチックを燃やせるごみとして焼却処理する。
- 熱エネルギーの利用率の向上
新西工場の整備時には、熱回収設備の高温高圧化による発電効率の向上を目指す。

[6]適正処分

○不法投棄の防止

不法投棄などの不適正処理対策としては、監視体制を強化し、投棄者の調査を警察と連携して行い、厳正に対処していく。

○施設の適正な維持管理

焼却施設、埋立処分場の適正な維持管理。

[7]その他

○排ガス処理設備等の高機能化による規制物質等の排出削減

新西工場においては、高機能な排ガス処理設備等を設置し、規制物質等の排出を削減する。

○高効率な発電による二酸化炭素排出量の間接的な削減

新西工場においては、高効率な発電を行うことにより、施設で使用する電力の購入量を減らすとともに、できるだけ多くの売電を行い、発電所で使用される化石燃料の消費量削減に寄与することにより、大気中に排出される二酸化炭素を間接的に削減する。

第2節 減量化・資源化計画

1 減量化・資源化目標

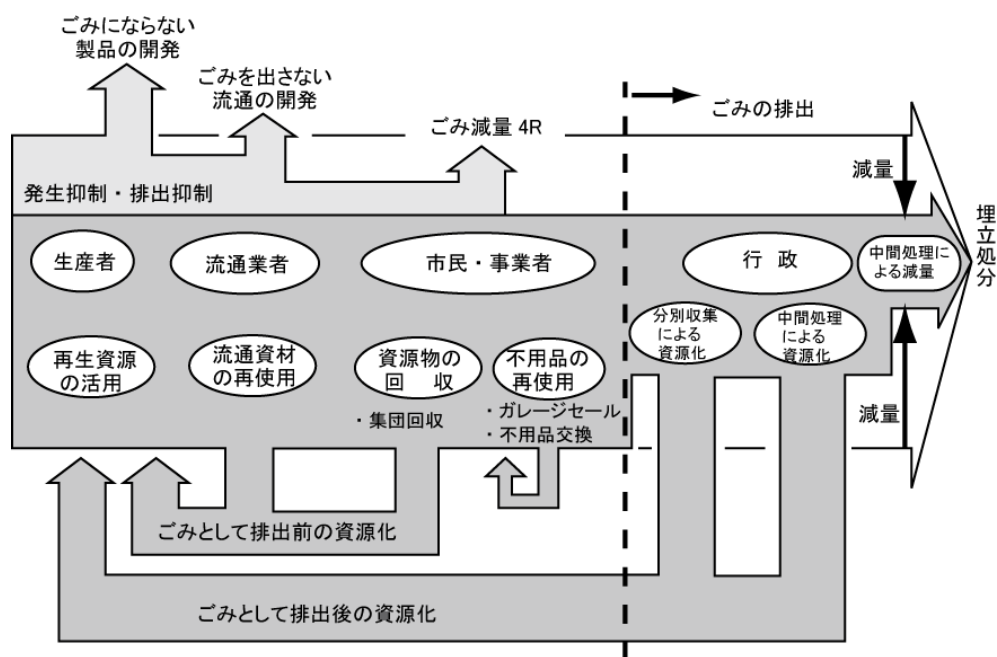
1-1 目標値の設定

本市の一般廃棄物の排出量、リサイクル率、減量率（最終処分率）について目標値を設定する。

本計画においては、ごみ総排出量を可能な限り抑制し、環境への負荷を軽減させていくことを今後の廃棄物行政の役割とする。そのためには、ごみ総排出量に対し一定の排出抑制目標値を設定することによって、施策推進を図っていくことが必要である。

ごみ減量の方策は、排出抑制対策に加え、ごみの焼却や破砕・選別等の処理があるが、これらを推進することによって、埋立処分量の低減が可能となる。

図 1-1-1 にごみ資源化・減量化の施策の体系を示す。



- 注・ごみ減量 4R : Refuse(不用なものは買わない)
: Reduce(ごみを減らす)
: Reuse(繰返し使う、再利用する)
: Recycle(再び原料にかえす)

図 1-1-1 本市のごみ資源化・減量化の施策の体系

また、第3章 第4節 表 1-1-1 に示すように、現在の本市のごみ総排出量に対するリサイクル率及び減量化率は全国平均、長崎県平均より低くなっている。

本市では、資源化と減量化を一層推進するものとし、減量化・資源化に係わる目標値を表 1-1-1 に示すとおりとする。

表 1-1-1 本市の減量化・資源化目標値

項目	1人1日当たり 平均排出量 (排出量原単位)	リサイクル率	減量化率
中間目標値(27年度)	963g/人/日以下	21.0%以上	82%以上
目標値(38年度)	922g/人/日以下	25.0%以上	82%以上

注:1人1日当たり平均排出量、リサイクル率はごみ総排出量に対する値。減量化率は処理量に対する値
1人1日平均排出量及びリサイクル率の中間目標値は、長崎市第四次総合計画から設定。

1-2 ごみ総排出量の実績及び推計のまとめ

本市においては、前述のとおり、減量化・資源化に係る目標値を設定した。

減量化・資源化に係る目標値が達成された場合のごみ総排出量の推移を図 1-2-1 に示す。

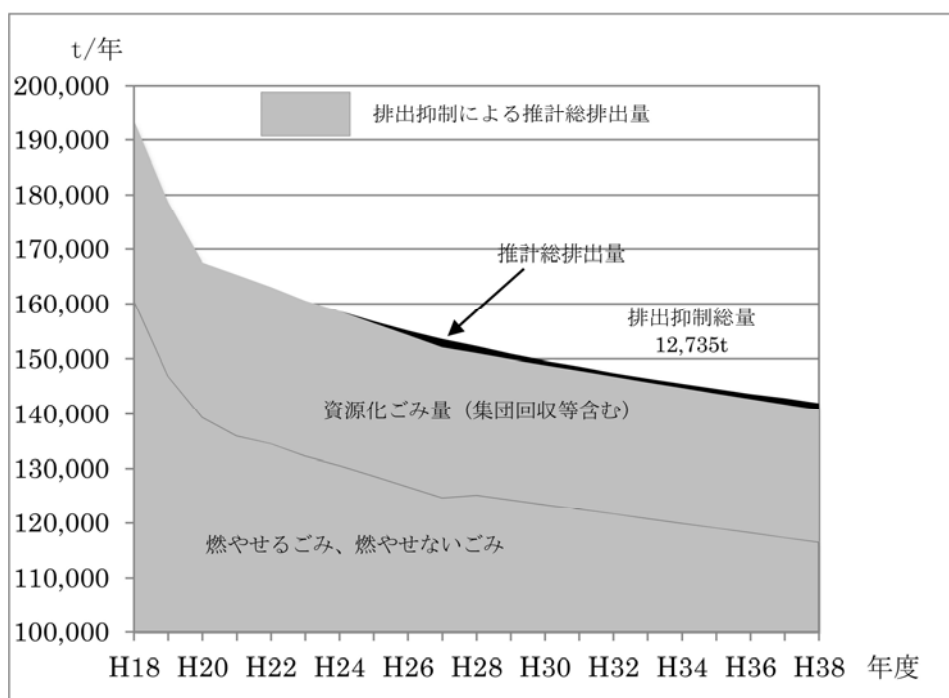


図 1-2-1 ごみ総排出量の推移

現状及び目標年度におけるごみ総排出量を表 1-2-1、図 1-2-2 に示す。

表 1-2-1 排出抑制対策等における計画ごみ総排出量

項目		H22	H38		排出抑制量
		実績	現状	排出抑制後	
収集	燃やせるごみ(t)	79,856	66,117	66,117	0
	燃やせないごみ(t)	9,714	8,041	7,238	-803
	資源化ごみ(t)	18,088	14,984	14,984	0
直搬	燃やせるごみ(t)	42,287	39,701	39,701	0
	燃やせないごみ(t)	2,773	2,605	2,172	-433
	資源化ごみ(t)	1,037	970	970	0
集団回収量(t)		8,117	8,274	8,274	0
グリーンコンポスト(t)		1,064	1,139	1,139	0
小中学校リサイクル(t)		193	195	195	0
ごみ総排出量(t)		163,129	142,026	140,790	-1,236
1人1日当たり平均排出量(g/人/日)		1,013	930	922	-8

注: グリーンコンポストは平成28年度以降焼却と設定

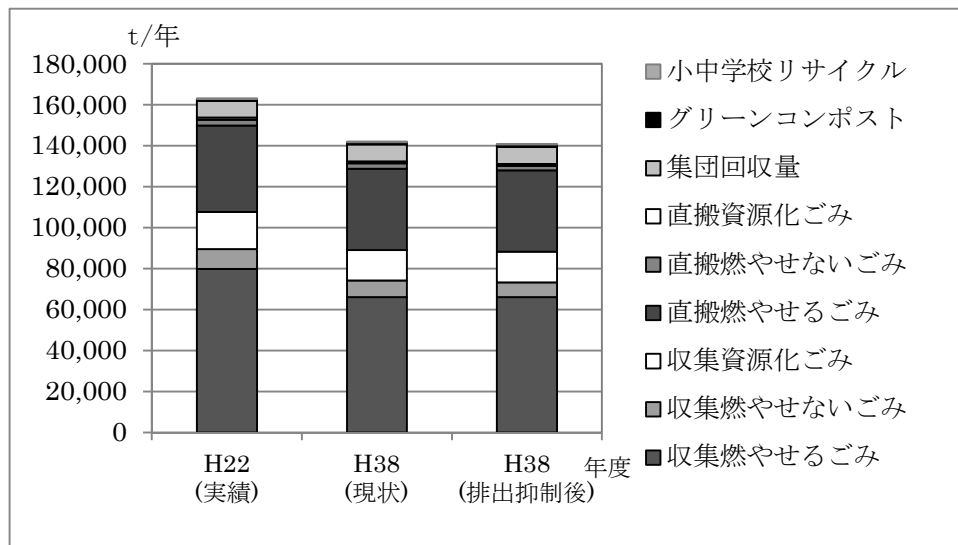


図 1-2-2 排出抑制対策等における計画ごみ総排出量

2 減量化・資源化の方策

2-1 主体別の取組み

2-1-1 市民の取組み

市民の減量化への具体的な取組みを表 2-1-1-1 に示す。市民の減量化への取組みについては、市民のごみ問題と併せてごみ処理コストに対する意識の向上が必要である。また、汚染者負担の原則に基づく事業者による回収を促進するための市民への協力要請など、ごみの発生抑制・排出抑制に向けた合理的施策の展開が重要となる。

表 2-1-1-1 市民の減量化への具体的な取組み

主体	取組み	具体例
市民	・リフューズ(REFUSE) ごみになるようなものを断る	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的に適量の買い物をする ○ 使い捨て容器ではなく、リターナブル容器を使用した商品を購入する ○ 買い物袋を持参する、過剰包装を断るなど、余分な包装をもらわない ○ 虚礼を廃したり、不用な折り込みチラシを入れないよう求めたり、ダイレクトメールの受け取りを拒否したり余計な品物を家に持ち込まない
	・リデュース(REDUCE) ごみを出来るだけ減らす	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家電製品、電池などを回収する店から購入し、使用後はその店に返却する ○ 生ごみは、堆肥化又は減容化する ○ もったいないと思う心がける ○ 長く使えるものを買う ○ リサイクル出来ないものを買わない ○ 食料品や消耗品は残さずに最後まで使う ○ 台所ごみ等の水切りをきちんとしたり、ペットボトルをつぶしたりしてごみの重さやかさを減らす ○ リサイクルショップや店頭回収への情報、海外の事例、企業の環境への取組みを評価する情報など環境に関する情報を収集する ○ 自治会や職場等でごみ問題に関する研修会等を行い、ごみ処理コストや次世代の負担増の責任について意識を持つ
	・リユース(REUSE) ごみとならないよう再利用を行う	<ul style="list-style-type: none"> ○ アフターサービスのしっかりした店で修理の容易な商品を購入し、壊れた場合は修理して使用する ○ 衣類は補整し、着られなくなったら雑巾などにする ○ フリーマーケット、リサイクルショップ等を活用する ○ 頻繁なモデルチェンジに惑わされない ○ 裏紙の利用をする ○ 容器の回収等をする店から買う
	・リサイクル(RECYCLE) ごみはきちんと分別して出し、リサイクルされたものや環境に優しいものを選ぶ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団回収に協力する ○ ごみを減らしきちんと分別する ○ 環境への負担ができるだけ少ないもの(グリーン購入対象製品、エコマーク使用商品)を優先的に購入する
	・適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理法に基づき廃棄物を適正排出する ○ 家電・容器包装・建設・食品各リサイクル法に適切に対応する
	・グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないもの、安全なものを優先的に購入する

2-1-2 排出事業者の取組み

排出事業者の減量化への具体的な取組みを表 2-1-2-1 に示す。

排出事業者の減量化への取組みについては、事業者の廃棄物問題に関する意識向上と環境監査・管理制度などの体制づくりとともに、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別・適正処理の周知徹底、収集許可、許可業者との契約内容の見直し、不法投棄対策などを行うことが特に必要である。

表 2-1-2-1 事業者の減量化への具体的な取組み

主体	取組み	具体例
排出事業者	・ごみ減量4Rの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ減量計画を策定する ○ 管理・監査体制の構築を行う ○ 社員教育を徹底する ○ 納入業者へ包装・梱包材の減量及び回収、リターナブル容器の使用などの協力を依頼する ○ ごみ処理業者との契約の見直し等を行う ○ 事業所で発生したごみの資源化ルートの構築を行う ○ 厨房ごみの堆肥化、家畜飼料化、減容化を行う ○ 裏紙コピー及び両面コピーの徹底とシュレッダーの使用抑制を図る ○ 地球の環境保全活動への参加、支援、協力を行う ○ 廃棄物処理コスト、合理化、効率化検討 ○ 商品搬入など簡易包装・梱包、リターナブル容器使用 ○ 分別徹底、適正処理徹底、協力 ○ 商品の修理、引き取り回収、再生利用体制の確立 ○ 再生品利用促進
	・適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法に基づき廃棄物を適正処理する ○ 家電・容器包装・建設・食品各リサイクル法に適切に対応する
	・グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品やサービスを購入したり販売する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないもの、安全なものを優先的に購入したり販売したりする
	・ISO14001の認証取得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境管理・監査制度を構築する取組みを行い、継続した環境改善、合理化を行うことによって、社会的認知を高めるとともに、戦略的経営への転換を図る

2-1-3 製造・流通事業者の取組み

製造・流通事業者の減量化への具体的な取組みを表 2-1-3-1 に示す。

製造・流通事業者の減量化への取組みについては、事業者の廃棄物問題に関する意識向上と環境監査・管理制度などの体制づくりとともに、汚染者負担の原則、拡大生産者責任に基づいた、すき間のない法整備が特に必要である。

表 2-1-3-1 製造・流通事業者の減量化への具体的な取組み

主体	取組み	具体例
製造・流通事業者	汚染者負担に基づく対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法に基づき廃棄物を適正処理する ○ 家電・容器包装・建設・食品各リサイクル法及び資源有効利用促進法に対応する ○ 汚染者負担の原則及び拡大生産者責任に基づき、廃棄物の発生抑制及び再生利用を積極的に推進する ○ 消費後商品や容器等の自主回収・再生利用を行う ○ 廃棄物減量に関する業界自主規制や目標設定を行う ○ デポジット制度を業界や自社製品に導入する ○ 不法投棄対策
	拡大生産者責任に基づく対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者の安全性確保、生産工程から環境への汚染排出防止及び管理、産業廃棄物の十分な管理に対する資金的・法律的な責任といった生産・流通段階での責任への対応 ○ 危険な製品に関する民事的な責任といった消費段階での責任への対応 ○ 消費後製品の管理に関する資金的、物理的責任への対応
	製品のライフサイクルアセスメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から消費、再生利用、最終処分といった製品の一生の全過程にわたる評価を行い、長寿命、リユース、リサイクルの容易性、環境配慮、安全性などを考慮した商品設計を行う
	ごみ減量4Rの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ すぐごみになる商品や包装の製造、販売、利用を行わない ○ 廃棄物の再生利用を行う ○ 再生品の利用促進を行う ○ 修理、回収体制を構築する ○ 環境保全活動の実施、協力、支援を行う ○ 長寿命、リユース、リターナブル商品・梱包の製造販売や利用促進
	・グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入法に基づく物品の購入と製造・販売を行う
	・適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法に基づき廃棄物を適正処理する ○ 家電・容器包装・建設・食品各リサイクル法に適切に対応する
	・環境ラベリング	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコマークや容器包装識別表示等環境ラベリングへの対応を行う
	・ISO14001取得	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境管理・監査制度を構築する取組みを行い、継続した環境改善、合理化を行うことによって、企業のイメージアップ等の国際的・社会的認知を高めるとともに、市場競争力、国際競争力を高めるなど戦略的経営への転換を図る

2-1-4 行政の取組み

行政の減量化への具体的な取組みを表 2-1-4-1 に示す。

行政は、最終処分場の逼迫やダイオキシンなど様々な環境問題、ごみ処理や環境保全に関するコスト意識の啓発を行うとともに、廃棄物総量規制、搬入規制、汚染者負担の原則・拡大生産者責任に基づいた法整備や分別収集、処理体制の確立、公共部門への民間活力の導入、これらに基づいた行政サービスの抜本的見直し、ごみゼロ社会に向けた合理的施策の検討が重要である。

表 2-1-4-1 行政の減量化への具体的な取組み表

主体	取組み	具体例
行政	・廃棄物総量規制の検討	○ 最終処分場などの持続利用を図るため、焼却施設や最終処分場への搬入時における検査及び指導を行う
	・搬入規制の実施	○ 搬入券交付時の審査を強化する ○ 搬入時における検査の徹底と市の処理計画になじまない廃棄物の受入拒否
	・汚染者負担の原則、拡大生産者責任に基づく対応	○ 法令や条例、国際動向、先進事例などの廃棄物に係る事業者責任を周知する ○ 消費後商品の自主回収の協力依頼などを行う ○ 汚染者負担、拡大生産者責任に基づく条例の見直し ○ 汚染者負担の原則、拡大生産者責任に基づく事業者回収を原則とした分別収集体制の見直しを検討する
	・排出事業者、許可業者に対する指導強化	○ 廃棄物処理法に基づく報告の徴取、立ち入り検査の強化を行う ○ 行政処分等の強化を行う
	・ごみ処理体制の見直し	○ 指定ごみ袋(家庭用・事業所用)による分別を徹底させる ○ 家庭ごみの従量(排出抑制型)有料化の検討
	・規制と組み合わせた減量化支援策の実施	○ コンポスト容器・生ごみ処理機の購入及び古紙の集団回収に対する補助等を充実させる
	・適正な処分場の確保・整備	○ 適正な廃棄物処理のための中間処理施設、最終処分場の整備促進を行う
	・財源に対する事業の見直し	○ 限られた財源と次世代への負担増に対する認識を深めるとともに事業の適正な実施に努め、必要な施設整備について民間活力導入の検討を行いながら、ごみ減量化・適正処理に向けて市民の理解を求めていく

主体	取組み	具体例
行政	・ 汚染者負担及び排出者責任を原則とした資源回収運動の促進	○ 家庭から多く排出される新聞・段ボール・雑誌などの古紙類や空き缶・空きびん等の集団回収活動について、汚染者負担の原則を考慮し、排出業界自らの回収や集団回収の支援協力について検討する
	・ ごみ問題や環境問題に関する啓発	○ 環境教育の促進を行う ○ 様々な広報媒体を利用した広報活動を展開する ○ 環境情報の積極的な収集・公開を行う
	・ 行政の消費者、事業者としての率先行動	○ ごみの分別を徹底する ○ ごみ減量3Rの徹底 ○ グリーン購入法に基づく物品購入の促進等を行う ○ 建設副産物のリサイクル促進を行う ○ ISO14001環境マネジメントシステムを運用する ○ 長崎市環境基本計画に基づき本市の環境保全につとめる

2-2 品目別の取組み方針

市民、事業者、行政が一体となって減量化への取組みを行っていくうえで、品目別の取組み方針をつぎのとおりとする。

2-2-1 古紙

< オフィス系古紙 >

排出事業者(この項では、排出者としての行政も含む)は、できるだけ無駄な紙の使用を削減する。パソコン等による会議資料の説明、資料の回覧、掲示等により、紙の使用削減を図る。

排出事業者は、古紙の分別回収を実施する。事業所の密集した地域においては、近隣の事業者と共同して効率的な回収システムを確立する。古紙回収業者及び行政は、これに協力するものとする。事業所、公庁舎で使用するコピー用紙やトイレットペーパー等は、再生紙を利用する。

また、機密文書の再資源化についても検討する。

< 家庭系古紙 >

市民は、商品の購入に際して、使い捨ての紙容器の使用を減らし、過剰包装でない商品を選ぶ。また、不必要な包装は断り、紙ごみの発生抑制に努める。

市民は、行政が行う再資源化のための分別収集や、市民団体による集団回収、紙パックの店頭回収等に積極的に協力する。

行政は分別収集を行うとともに、集団回収補助金の交付、資源回収業者の斡旋等により支援する。

2-2-2 プラスチック系容器包装廃棄物

< ペットボトル >

販売事業者は、ペットボトルの再生利用や再資源化を推進するものとする。

市民は、再資源化のための分別収集に協力していくものとし、キャップ・ラベルをはずし、中を洗って出す等の配慮を行うものとする。

行政は、「容器包装リサイクル法」の活用等により、分別収集による再資源化を更に図っていくものとする。

小中学校における樹脂キャップの回収は、今後とも継続していくものとする。

< プラスチック製容器包装 >

販売事業者は、過剰な容器包装を使用した商品の販売を抑制するとともに、「容器包装リサイクル法」の特定事業者としての義務を果たす。

市民は、できるだけ裸売りの商品を購入するとともに、再資源化のための分別収集に協力していくものとし、汚れたものは洗い流す等の配慮を行うものとする。

行政は、「容器包装リサイクル法」の活用等により、分別収集による再資源化を更に図っていくものとする。

< 食品トレイ >

販売事業者は、過剰な食品トレイの使用を抑制するとともに、食品トレイの店頭回収等の実施を推進する。

市民は、再資源化のための分別収集に協力していくものとし、販売事業者における食品トレイ使用の自粛、店頭回収を積極的に利用する。

行政は、「容器包装リサイクル法」の活用等により、分別収集による再資源化を更に図っていくとともに、店頭回収の促進と市民意識の高揚のため、普及・啓発に努める。

< レジ袋 >

販売事業者は、レジ袋の有料化を検討するとともに、買物袋等の繰り返し使える袋の使用を消費者に奨励する。

市民は、買物袋の持参、レジ袋を断る等を行うとともに、マイバック運動等の買物袋持参推奨店舗の利用を心がける。

行政は、買物袋持参の促進と市民意識の高揚のため、普及・啓発に努める。また、環境省の施策においてレジ袋の有料化が検討されていること等を市民と事業者へ広報していく。

2-2-3 空きかん

市民は、分別収集に協力していくものとし、かんの中を洗って出す等の配慮を行う。また、繰り返し利用できる容器の利用を心がける。

販売事業者及び自動販売機の設置・管理者は、回収箱等を設置するなどして、かんの回収に努める。

行政は、「容器包装リサイクル法」の活用等により、分別収集による再資源化を更に図っていくものとする。

2-2-4 空きびん

市民は、びんの中を洗って出す、蓋を取る等の配慮を行い、再資源化のための分別収集に協力していくものとする。

また、繰り返し利用できるリターナブルビン等の利用を心がける。

販売事業者及び自動販売機の設置・管理者は、回収箱等を設置するなどして、びんの回収に努める。

行政は、「容器包装リサイクル法」の活用等により、分別収集による再資源化を更に図っていくものとする。

2-2-5 金属類

現在実施している粗大ごみ等の金属類の資源化を引き続き推進するとともに、平成 22 年度策定の長崎市分別収集計画に基づき、金属類の分別収集を実施する。

市民は、容器包装以外の缶や鍋等の金属類を分別し、再資源化のための分別収集に協力していくものとする。

行政は、分別収集による再資源化を図っていくものとする。

2-2-6 厨芥類

市民は、「作りすぎない」、「食べ残さない」、「計画的に購入をする」等のライフスタイルを目指し、水切りの励行等により厨芥類の減量化に心がける。また、堆肥化容器の設置できる家庭では、堆肥化に努めるものとする。厨芥類を多量に排出する事業者は、堆肥化処理容器の導入等により、厨芥類の減量化に努めるものとする。

行政は、家庭における堆肥化を促進するため、堆肥化容器購入補助等を促進する。

2-3 事業系廃棄物の適正処理による減量化

本市のごみ量の約 30%を占める事業系廃棄物について、その適正処理を推進するため、処理手数料の見直し、中間処理施設や最終処分場での搬入時の指導・監視体制を強化するとともに、特定事業用建築物に対する事業系一般廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物減量等計画書の提出等の範囲拡大及びこれらに基づく指導、事業所への啓発活動の拡充、一般廃棄物収集運搬許可業者等への啓発・指導等も併せて推進・強化する。排出抑制の数値目標は、直接搬入ごみの減量を主体としたものであり、事業系廃棄物の削減が減量化目標達成において重要である。

2-4 容器包装リサイクル法への対応

平成 12 年度から完全施行された容器包装リサイクル法に対応し、現在、缶・びん、ペットボトル、段ボール、紙製容器包装、紙パック、プラスチック製容器包装の分別収集を実施しており、更に再資源化を図っていくものとする。

2-5 家電リサイクル法への対応

家電リサイクル法は、平成 13 年 4 月 1 日から施行され、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機といった家電 4 品目については、本市では回収することなく、小売業者等により引き取りが行われ、指定引取場所を経由して再商品化等施設へと送られ、また、消費者に対し家電製品を長く使用することを心がけさせるとともに、家電リサイクル法に基づく適正なりサイクルルートを知り、不法投棄の縮小・根絶に努める。

2-6 資源有効利用促進法への対応

資源有効利用促進法は、家電製品や自動車など指定された工業製品の回収やリサイクル等を生産者に義務付ける法律で、平成 13 年 4 月に施行された。この法律において、パソコン等の指定製品は、事業者が自主回収することとなっている。

本市では、資源有効利用促進法に基づく適正なりサイクルルートを知り、不法投棄の縮小・根絶に努める。

2-7 有機性廃棄物のコンポスト化

ごみ減量、リサイクルを推進するため学校給食等の給食残さと剪定樹木のこ

ンポスト化を当面は推進するが、今後はし尿処理汚泥の発生量が、さらに減少することが見込まれることからグリーンコンポスト事業の継続の是非について検討する。

また、事業所から排出される食品残渣についても民間のリサイクル施設を活用した資源の有効利用を促す。

2-8 有害ごみのリサイクル

現在、廃乾電池と廃蛍光管を有害ごみとして収集し、再資源化している。これを今後も継続する。

2-9 家庭ごみ処理の有料化

本市の家庭用のごみ袋については、市が仕様を定め、承認を受けたごみ袋製造業者が自由に製造販売する、ごみ袋の指定・有料化を実施している。そのため、ごみ袋の価格にごみ処理手数料は含まれていない。

今後、ごみの減量化を目的として、ごみ処理手数料の有料化の必要性について検討を行う。

なお、事業所用のごみ袋については、ごみ袋の指定・有料化（ごみ処理手数料含む）を実施し、ごみの減量化と適正処理の推進を図っている。

第3節 収集・運搬計画

1 分別収集体系

現在、本市のごみの分別数は、大別すると7分別(小分類で10分別)であり、排出方法は、本市全域において統一されている。

表1-1に分別収集品目を示す。

表1-1 分別収集品目(平成22年度)

区分		収集	直接搬入
1 燃やせるごみ		○	○
2 燃やせないごみ		○	○
3 資源ごみ	缶・ペットボトル・びん・金属(鍋、釜、やかん、フライパン)	○	○
4 プラスチック製容器包装		○	○
5 古紙類	新聞・折込チラシ	○	○
	本、雑誌、紙箱、紙袋、紙パック	○	○
	段ボール	○	○
6 有害ごみ	廃蛍光管	○	
	廃乾電池	○	
7 粗大ごみ		○	○

なお、容器包装以外の廃プラスチックについては、近年の排ガス処理性能の向上を踏まえ、新西工場の整備にあわせて、より一層の廃熱利用(サーマルリサイクル)を図るため、燃やせないごみから燃やせるごみに分別変更を行い、焼却処理する方針で関係者と協議をしていくものとする。

2 収集・運搬計画

本市の収集・運搬量の実績及び計画を表2-1に示す。

表 2-1 収集・運搬量の実績及び計画

単位:t/年

区分/年度	H22	H27	H38
収集ごみ量	107,658	98,760	88,339
燃やせるごみ	79,856	74,048	66,117
燃やせないごみ	9,714	7,930	7,238
資源ごみ(缶・ペットボトル・びん・金属)	6,213	5,760	5,143
プラスチック製容器包装	7,123	6,609	5,901
古紙類	4,509	4,183	3,735
有害ごみ	243	230	205
直接搬入ごみ量	46,097	43,804	42,843
燃やせるごみ	42,287	40,591	39,701
燃やせないごみ	2,773	2,222	2,172
資源ごみ(缶・ペットボトル・びん・金属)	998	956	935
古紙類	39	35	35

3 収集・運搬方式

収集・運搬については、ごみステーションに指定された曜日に排出されたごみについて、直営車又は委託車により計画的な収集を行い、本市の処理施設へ運搬する。

なお、高齢者や障害者等に対するごみ出し支援を図るふれあい訪問収集事業については、それぞれの世帯まで収集を行う。

また、粗大ごみについては、排出者が事前に旧長崎市内はクリーンながさき、合併地区については各地区のごみ収集運搬委託業者へ回収の申込みを行い、郵便局、銀行で粗大ごみステッカーを購入して指定された日に排出し、それぞれの業者が申込み先まで粗大ごみを回収する方式とする。

事業所ごみについては、事業所用ごみ袋に入れてごみステーションに排出する以外は、一般廃棄物収集運搬業者に委託するか、自ら処理施設へ搬入する。

なお、本市の処理施設への直接搬入ごみについては、一般廃棄物収集運搬業者、排出者等がごみ搬入の申請を行い、搬入券を持って搬入する。

4 事業系ごみの収集・運搬体制

事業系ごみについては、事業者一般廃棄物と産業廃棄物の適切な分別、適正な処理を実施させ、本市としては、事業系一般廃棄物の適正な収集・運搬を図るため、収集・運搬量の実績や予測量を考慮し、適切な許可業者数や許可車

両の体制を計画する。

5 一般廃棄物処理手数料の見直し

直接搬入ごみの一般廃棄物処理手数料については、経済的社会的諸条件などを把握しながら、適宜見直しを検討する。

第4節 中間処理計画

本市の中間処理の基本は焼却とし、焼却施設の長期的な安定稼働と環境負荷の低減に努めながら、燃やせるごみや可燃性資源残渣等については、西工場と東工場で焼却する。

1 施設整備計画

平成17年1月と平成18年1月の合併後、施設の閉鎖を行い、平成22年度現在、本市には焼却施設が2施設（東工場、西工場）、再資源化（リサイクル）施設が2施設（東工場、三京リサイクルプラザ）稼働しており、合併地区を含めた長崎市全域の可燃性ごみを焼却しているが、西工場については老朽化に対処するため、新西工場の建設計画を着実に進める。

表 1-1-1 ごみ焼却施設の今後の稼働

工場名	計画
東工場	平成37年度に稼働終了 平成38年度に新焼却施設稼働
西工場	平成28年度中に稼働終了 平成28年度中に新焼却施設稼働

表 1-1-2 ごみ焼却量の実績及び計画

単位：t/年

区分／年度	実績	計画		
	H22	H27	H28	H38
東工場	57,879	49,148	53,560	45,222
西工場	77,513	65,820	64,560	64,560
市全体	135,392	114,968	118,120	109,782

注：H28以降は、西工場(240t×269日)を基本とする。

東工場プラスチック製容器包装選別施設と三京リサイクルプラザについては、適時、安定稼働に必要な機械設備の更新を行っていく。

表 1-1-3 リサイクル施設の今後の稼働計画

工場名	計画
東工場プラスチック製容器包装選別施設	適時、機械設備を更新
三京リサイクルプラザ	適時、機械設備を更新

1-1 西工場

老朽化に対処するため、新西工場を整備するが、平成 28 年度の新西工場稼働までは適切な維持・管理を行いながら、安定的な稼働を確保する。

1-2 東工場

東工場は、平成 14 年 12 月からダイオキシン類削減対策として焼却炉の維持管理基準が厳しくなったことに伴い、既存施設の排ガス高度処理対策を平成 13～14 年度に実施した。

しかしながら、供用開始から約 24 年を経過しており、施設の老朽化、補修費の増大等が懸念されるため、整備事業として老朽化した機器の取替え工事を平成 17 年度から平成 32 年度まで実施する予定としており、新東工場稼働まで安定的な稼働を確保する。

新東工場は、老朽化した機器の更新や適切な維持管理に努めることより、今後、15 年程度は安定的な稼働が見込まれること、また、現施設の有効利用を極力図ることが必要であることから、現西工場の稼働予定期間と同等となる平成 38 年度を稼働目標年次とする。

2 焼却残渣の処理

焼却残渣の処理は、埋立を基本とするが、最終処分場の延命化のため、焼却残渣のセメント原材料化への利用について、費用対効果の観点を踏まえて検討を続ける。

3 リサイクル施設の整備

資源ごみ、プラスチック製容器包装、古紙類等については、現在の再資源化

を引き続き行い、最終処分場の延命化を図っていくこととする。

燃やせないごみ、不燃性粗大ごみの処理については、最終処分場の延命化のため、破碎・選別資源化処理の導入について、費用対効果の観点からの研究を続ける。

事業所から排出される事業系一般廃棄物については、民間のリサイクル施設の活用を図ることにより再資源化を推進し、資源の有効利用に努める。

なお、民間が設置するリサイクル施設の許可にあたっては、施設の種類、施設数及びその必要性等について関係部局と十分検討したうえで決定する。

4 その他プラスチックの分別変更

環境省は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 22 年 12 月 20 日）」において、廃プラスチック類について、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、なお残るものについて、直接埋立を行わず、熱回収を行うことが適当であるとしている。

本市では、新西工場の整備にあわせて、高効率の熱回収や埋立量の削減による最終処分場の更なる延命化を目的として、その他プラスチックについても燃やせるごみとして分別変更を行い、焼却処理する方針で関係者と協議をしていくものとする。

第5節 最終処分計画

1 埋立対象物

埋立対象物としては、焼却施設からの焼却残渣、直接埋立する燃やせないごみ・粗大ごみ、資源化ごみ残渣及びし尿処理施設の沈砂とし、三京クリーンランド埋立処分場に埋立てる。

ここでは、第4章第4節3「焼却残渣の資源化による最終処分場の検討」で検討した焼却残渣のセメント原材料化を行う場合についても参考値として、推計した結果を併記する。

表 1-1-1 埋立対象物量の実績及び計画

単位:t/年

区分／年度		実績	計画		
		H22	H27	H28	H38
焼却残渣 埋立	不燃物等	13,062	10,728	9,293	8,501
	焼却残渣(湿灰)	17,014	14,486	14,883	13,833
	合計	30,076	25,214	24,176	22,334
焼却残渣 セメント原材料化(参考)	不燃物等	13,062	10,728	9,293	8,501
	焼却残渣(湿灰)	17,014	14,486	—	—
	合計	30,076	25,214	9,293	8,501

2 埋立容量と残余容量

焼却残渣を埋立する場合と資源化する場合の埋立容量の実績及び計画を表1-2-1、図1-2-1～2に示す。

なお、平成22年度の実績値は、埋立対象物の実績重量に体積換算係数等を用いて算出した。

表1-2-1 埋立容量の実績及び計画

単位:m³/年

区分/年度		実績	計画		
		H22	H27	H28	H38
焼却残渣埋立	不燃物等	15,674	12,874	9,293	8,501
	焼却残渣(乾灰)	10,719	9,126	9,376	8,715
	覆土	10,557	8,800	7,468	6,886
	合計	36,950	30,800	26,137	24,102
焼却残渣セメント原材料化(参考)	不燃物等	15,674	12,874	9,293	8,501
	焼却残渣(乾灰)	10,719	9,126	—	—
	覆土	10,557	8,800	3,717	3,400
	合計	36,950	30,800	13,010	11,901

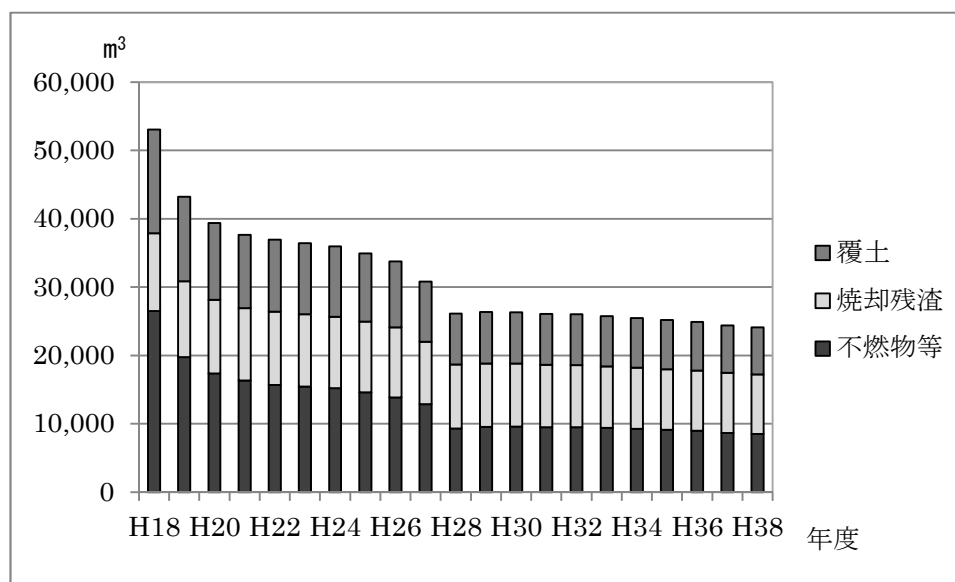


図1-2-1 埋立容量の実績及び計画 (焼却残渣埋立の場合)

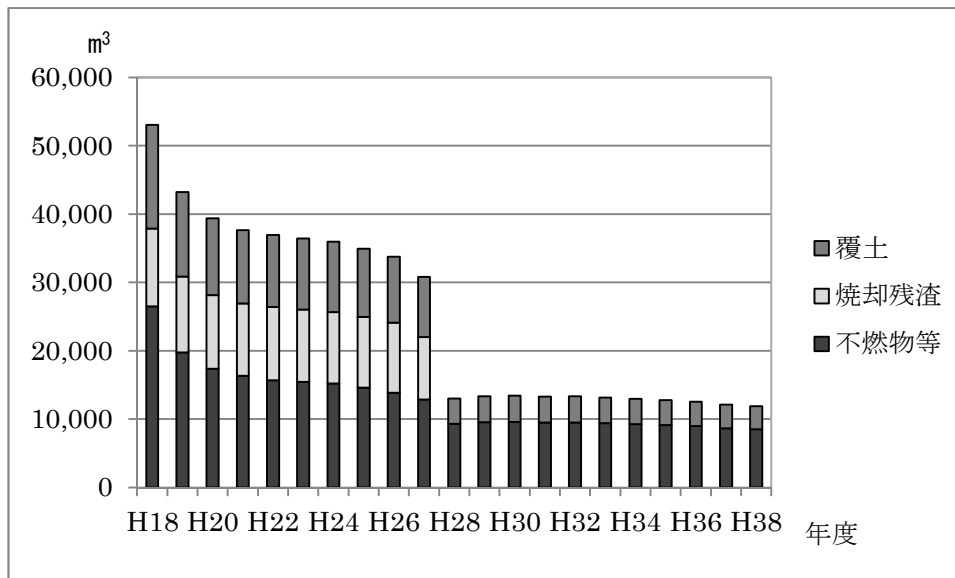


図 1-2-2 埋立容量の実績及び計画 (焼却残渣セメント原材料化の場合)

また、三京クリーンランド埋立処分場 第2工区の残余容量の実績及び見込みを表 1-2-2、図 1-2-3~4 に、埋立期間を表 1-2-3 に示す。

表 1-2-2 残余容量の実績及び見込み

単位: m³/年

焼却残渣処理方法	実績	見込み	
	H22	H27	H38
焼却残渣埋立	1,175,941	1,004,103	723,392
焼却残渣セメント原材料化	1,175,941	1,004,103	862,302

表 1-2-3 埋立期間

焼却残渣処理方法	三京第2工区残余年数	
	終了年度	(H22年度末より)
焼却残渣埋立	平成68年度	(46年間)
焼却残渣セメント原材料化	平成110年度	(88年間)

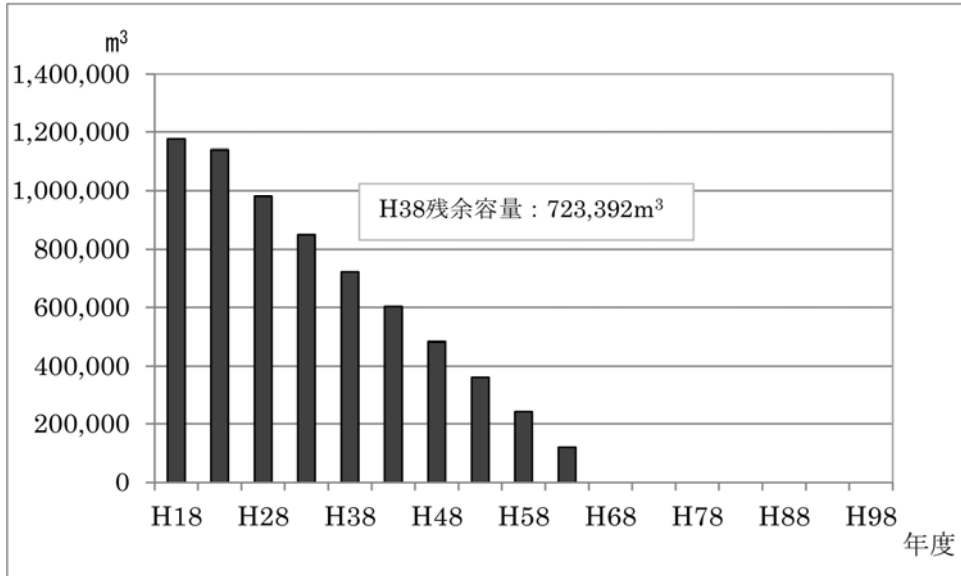


図 1-2-3 残余容量の見込み（焼却残渣埋立の場合）

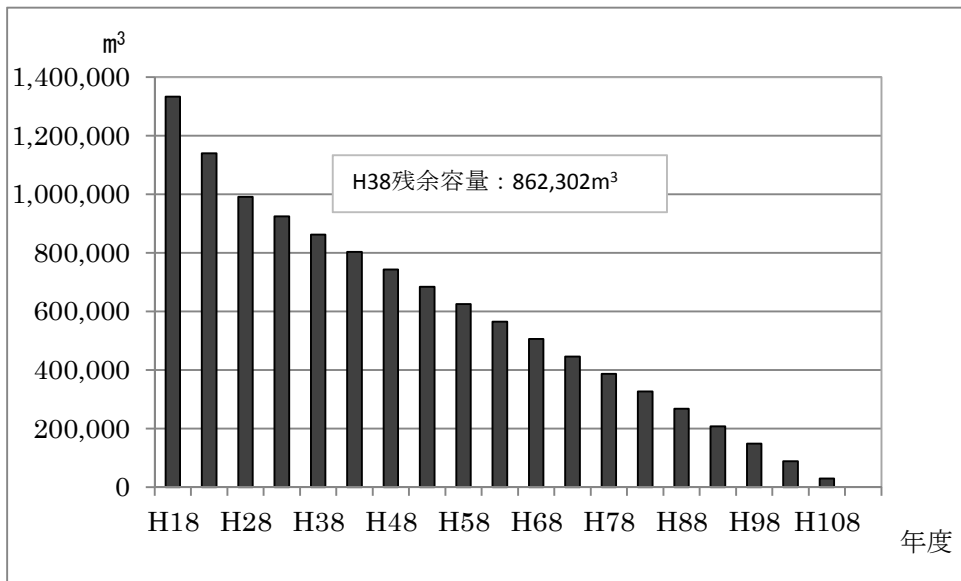


図 1-2-4 残余容量の見込み（焼却残渣セメント原材料化の場合）

3 最終処分場の延命化

三京クリーンランド埋立処分場では、現在埋立中の第2工区後の埋立用地として、第3工区埋立地が確保されているが、第3工区を埋立地として供用するには、その整備に多額の費用を必要とするため、できるだけ第2工区を延命化する必要がある。

今後も、燃やせないごみに混載されている資源ごみの分別徹底、展開検査による事業系ごみのうち産業廃棄物や市外からのごみに対する搬入指導を継続する。更なる延命化対策として、燃やせないごみや不燃性粗大ごみの資源化を行うリサイクル施設の整備の研究、及び第4章第4節3で検討した焼却残渣のセメント原材料化について、費用対効果の観点を踏まえた研究を続ける。

4 地域との調和

最終処分場周辺の環境整備のため、周辺緑化等により自然環境との調和を図るとともに公園、花壇など人々が憩える施設の整備を研究する。

5 適切な埋立管理

埋立地の早期安定化及び浸出水による河川や地下水の汚染防止のために、また、埋立管理の良否が処分場の寿命に大きな影響を与えることから、埋立基本計画と覆土取り計画に沿った適切な埋立管理と浸出水処理施設の適切な維持管理を行う。浸出水処理施設については、老朽化の状況を把握しながら、基幹的設備の更新を計画する。

多雨時に発生する大量の浸出水対策として、投入ステージの適正配置、埋立対象面積の縮小、雨水の表流水としての排除を行い、浚渫による雨水調整池の浄化を検討する。

埋立の進捗に伴う土堰堤の造成は、埋立容量確保の面からのみでなく、地盤の安定性や周辺環境の保全や調和も考慮して行う。

6 跡地利用の推進

埋立完了後の処分場を優良農地として地権者へ返還するという事になってきたが、この計画が見直され、本市が用地を買収することとなった。これに基づき、一部を除き最終処分場用地の買収が完了している。

今後、未買収地を含めた恒久的な跡地の利用方法について研究する。

第6節 施設整備計画

一般廃棄物処理施設の整備は、市町村の基本的な責務であることを踏まえて、表6-1の事業について実施していく。

また、解体対象の焼却施設を表6-2に示す。

表6-1 本基本計画の策定期間における主要な施設整備事業

焼却施設	現西工場と現東工場の機能・性能維持のために老朽化した基幹的設備の更新
	新西工場と新東工場の計画・建設
リサイクル施設	東工場プラスチック容器包装選別施設と三京リサイクルプラザの基幹的設備の更新
最終処分場	三京クリーンランド埋立処分場の埋立進捗に応じた土堰堤の造成
	三京クリーンランド埋立処分場浸出水処理施設の基幹的設備の更新
解体の対象施設	旧外海町池島ごみ焼却場、下見揚ごみ焼却場、野母崎工場、旧三和町環境センター、伊王島工場、高島工場、西工場

施設整備事業の計画を、表 6-2 に示す。

表 6-2 施設整備計画

区分／年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
焼却施設	東工場	既存施設稼働															
		H17から延命化対策を実施															
	建設に係る整備事業計画																
	新焼却施設稼働																
焼却施設	西工場	既存施設稼働															
		建設に係る整備事業計画															
	新焼却施設稼働																
リサイクル施設	東工場	既存施設稼働(適宜、主要設備の更新)															
	三京	既存施設稼働(適宜、主要設備の更新)															
処分場	三京	第2工区埋立期間															
解体計画	旧外海町池島ごみ焼却場	○ 解体															
	・旧外海町下見揚ごみ焼却場 ・野母崎工場 ・旧三和町環境センター ・伊王島工場 ・高島工場 ・西工場	平成25年度以降随時解体															